

1 自殺の実態を明らかにする取組

(1) 実態解明のための調査の実施

自殺に至る複雑な背景情報を正確に収集し、その実態を明らかにするためには、社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入のポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査が重要である。

我が国では、全国規模の心理学的剖検による自殺の実態把握は近年まで行われてこなかったが、厚生労働省では、平成17年度から心理学的剖検の実施方法に関する試行的な研究を行ったのち、19年度から、自殺予防総合対策センターが中心となった「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」（こころの健康科学研究事業）において、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施し、自殺に関連する要因の分析を進めた。その結果から、自殺者の特徴として、青少年では、不登校、いじめ、親との離別など学校・家庭での様々な問題を経験している者や、精神疾患を有する者が多いこと、また、青少年に多く見られる精神科治療中に自殺した者の場合には治療薬として処方された向精神薬を過量服薬した者も多いこと、中高年では借金等の社会的問題を抱えた人の背景にアルコール問題が多く存在すること、高齢者ではうつ病等であっても精神科にかかっていない人が多いことなどが判明しており、自殺予防の介入ポイントとして役立つと考えられた。25年度からは、「自殺総合対策大綱に関する自殺の原因分析や支援方法等に関する研究」（障害者政策総合研究事業・障害者対策総合研究開発事業）の中で調査を継続し、特に自殺のリスクが高い人にとっては睡眠問題が自殺に直接的に大きく影響することや、女性の自殺の特徴を明らかにした。27年度には、自殺死亡事例と性別・年齢・居住地域を

一致させた対照事例（一般生存住民）に調査を実施し、収集されたデータを自殺死亡事例と比較する症例対照研究を実施した。その成果として、特に若年層や女性の自殺の特徴を明らかにした。さらに、自殺予防総合対策センターと東京都監察医務院の連携による継続的な心理学的剖検の実施体制も強化された。

今後も自殺対策基本法第9条を踏まえ、自殺者や遺族等のプライバシーに配慮しつつ、人々を自殺に追い込んでいる様々な社会的要因を含む自殺の関連要因の把握に取り組み、調査研究の成果等を、自殺対策を推進するための情報として提供していく。

(2) 情報提供体制の充実

自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するため、厚生労働省では、平成18年10月に自殺予防総合対策センターを設置し、(1)自殺予防対策に関する情報の収集及び発信、(2)自殺予防対策支援ネットワークの構築、(3)自殺予防対策等の研修、(4)関係機関・団体、民間団体の支援、(5)自殺予防対策に関する政策の提案、(6)自殺の実態分析、自殺の背景となる精神疾患、自殺未遂者・自死遺族等のケア、自殺対策の取組状況等の調査・研究を行っている。

自殺予防対策に関する情報の収集及び発信に関しては、自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」(<http://ikiru.ncnp.go.jp>)を開設し、この中で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、いきる・ささえる相談窓口、海外の情報、自殺予防総合対策センターで発行した印刷物等を紹介している。「いきる」トップページには毎月2万件を超すアクセスがあり、地域で自殺対策に取り組む人たちの情報源として広く活用されている。また、平成27年4月には、自殺予防総合対策センターが、日本で初めて自殺予防の研究及びトレーニングのためのWHO協力セ

ンターに指定された。同年12月には、WHO西太平洋地域自殺対策会議が開催され、西太平洋の国や地域における自殺対策の現状と課題を共有し、対策をさらに発展させるための示唆を得るとともに、各国・地域の関係者との有益なネットワークの構築が実現した。

また、内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金等を活用した事業の中から、各都道府県が他の地域の参考となると考える先進的事例を紹介する事例集を平成27年9月にまとめ、各都道府県に配布するとともに、ホームページ上に掲載した。

(<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/area/jirei.html>)

(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

厚生労働省では、自殺未遂者や自死遺族等に関する調査研究について、平成18年度から、「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」(こころの健康科学研究事業)、21年度からは「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」として実施し、25年度からは、「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法に関する研究」において、調査を継続し行っている。

(4) 児童生徒の自殺予防等についての調査の推進

ア 児童生徒の自殺の実態把握に向けて

児童生徒の自殺問題については、児童生徒の自殺者数が全体に占める割合は大きくないものの、亡くなった児童生徒が置かれていた状況にいじめがある自殺や連鎖的な傾向が見られるなどの問題があり、教育上重要な課題である。また、効果的な自殺予防を実施するためには、残された人々のケアを実施することを最優先課題としながら、自殺の正確な実態を把握することが不可欠であると考えられる。

児童生徒の自殺について実態把握を行うため、文部科学省では、毎年「児童生徒の問題

行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況等について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。

また、心理の専門家など外部の専門家を加えた組織による調査等の事後対応の在り方について、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」策定(平成23年)後の各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)における重大事態への対処の規定等を踏まえ、26年7月に同指針を改訂し、公表した。

さらに、同指針の改訂を踏まえ、各教育委員会等及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請している。

イ 児童生徒の自殺予防に向けた調査研究の推進

文部科学省では、平成20年度から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の在り方や、児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について調査研究を行っており、26年7月には、これらの検討の成果として、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成、公表した。27年度は、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図った。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/index.htm)

(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発

厚生労働省では、障害者対策総合研究事業

として、うつ病等の精神疾患に対する、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用した病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療等の研究・開発の推進に取り組んでいる。平成24年度からは「うつ病の病態を反映する血中バイオマーカーの開発・実用化研究」、25年度からは「高齢者うつ病の病態解明と治療評価のためのイメージングバイオマーカーの開発と実用化」を行っている。

(6) 既存資料の利活用の促進

内閣府では、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日自殺総合対策会議決定）を踏まえ、22年4月以降、毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行っている。同年9月からは、自殺統計原票データの提供を受け、内閣府で集計・公表を行っており、23年3月の東日本大震災の発生を受け、同年6月からは、「東日本大震災に関連する自殺者数」の公表も行っている。22年まで警察庁において集計し、公表していた「自殺の概要資料」（年間の確定値データ）については、23年分より、内閣府が集計・分析を行うこととなっている。27年確定値データについては、「平成27年中における自殺の状況」として28年3月に内閣府と警察庁の共同で公表した。

自殺予防総合対策センターにおいては、自殺対策に活用できるよう、人口動態統計に基

づく地域別の自殺死亡統計の分析を継続的に実施している。平成21年4月に公表した「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」は全国の二次医療圏及び市区町村ごとの自殺死亡の実態を詳細に分析したものであるが、その後23年3月、26年5月と全面的な改訂を行い、その結果をホームページで公表している。また、22年4月に公表した「自殺対策のための自殺死亡の地域統計(2)―自殺の手段、配偶関係、職業―」についても、27年8月に全面的に改訂し、全国の二次医療圏及び市区町村別の詳細な手段・配偶関係・職業別の自殺死亡統計を公表した。なお、自損行為についても、総務省消防庁救急企画室から全国の自損行為による救急搬送データベースの提供を受け分析を実施し、26年2月にその結果を公表した。

都道府県等においては、県衛生研究所等で人口動態統計、警察統計及び各県実施の統計等を用いて域内の自殺の状況の分析を行い、関連機関のネットワーク会議の資料又は対策を企画するに当たっての資料としている。

警察庁では、月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を翌月上旬に速報値として公表し、中旬に暫定値として警察庁ホームページにより更新するとともに、その自殺統計原票データを内閣府に提供している。平成28年2月には、27年中の確定値を提供した。また、政府の東日本大震災に係る自殺対策に対応するため、23年6月から実施している東日本大震災に関連する自殺者に係るデータの内閣府への提供も引き続き行っている。

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日から16日までの一週間を「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」として定め、国、地方公共団体、関係団体、

民間団体等が連携し、啓発活動等を推進することとしてきた。また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施することとしている。

平成27年度の「自殺予防週間」及び「自殺

対策強化月間」では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が中心となり、協賛団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施した。

内閣府では、関係省庁、地方公共団体等に関連事業の実施を呼びかけるとともに、支援

情報検索サイトによる相談会等の情報提供やインターネットポータルサイトのPR企画を活用したインターネット広告を行い、全都道府県及び政令指定都市の協力を得て、「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」を実施した。



(自殺対策強化月間におけるインターネット広告)



(自殺予防週間及び自殺対策強化月間ポスター)



(自殺対策強化月間における新聞突出し広告)

(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

ア 児童生徒が命の大切さを実感することができる教育の推進

小学校及び中学校の学習指導要領（平成20年3月28日告示）においては、自他の生命を尊重する心を育てることを重視している（小学校：平成23年4月より全面実施、中学校：平成24年4月より全面実施）。また、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」が平成26年度より全国の小・中学校において使用されており、本冊子においては、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなど、命を大切に作る心の育成を図っている。さらに、教育再生実行会議の第一次提言等を踏まえ、平成27年3月に、道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を行った。

また、文部科学省では、児童生徒の心と体を守る啓発教材を毎年全国の小学5年生、中学1年生、高校1年生に配布（小学校：平成20年8月より実施、中学校・高等学校：18年3月より実施）し、その中でストレスへの対処法について解説するなど、児童生徒の心の健康教育の充実を図っている。

さらに、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、平成26年7月、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」を作成し、27年度も引き続き教育委員会等に周知を図った。

加えて、「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等を身に付けさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムを実施するとともに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、児童生徒の健全育成を目的として行う小・中・高等学校等の宿泊体験活動の取組を支援する経費を計上している。

また、自殺予防総合対策センターでは、中学校で実施する自殺予防教育プログラム「GRIP」を開発してその効果検証を行っており、Webサイトでも公開している。

イ 情報モラル教育の推進等

インターネットやスマートフォン、SNS等の普及が急速に進み、児童生徒が、それらを介したいじめ等によって自殺を引き起こすおそれなどがあることから、相手への影響を考え、適切に情報を発信する態度を身に付けることが重要となっている。このようなインターネットやスマートフォン、SNS等の急速な普及に伴う、情報化の影の側面への対応として、情報モラルに関する教育の推進に取り組むことが必要である。

文部科学省では、小・中・高等学校の学習指導要領において、各教科等の指導を通して情報モラルを身に付けることとしている。特に、小・中学校の「特別の教科 道徳」において情報モラルに関する指導を充実することや、高等学校の必修教科である共通教科「情報」において情報モラルについて指導することを明記している。また、情報モラルに関する指導が確実になされるよう、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm）や、教員が適切な指導を行うための児童生徒向けの動画教材・教員向けの手引書（http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html）及び、情報モラルに関する教育を行うための参考資料として「情報モラル教育実践ガイダンス」（<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>）を周知するなど、学校における情報モラルに関する教育の充実を図っている。

また、総務省では、放送分野における青少年のメディアリテラシー向上を目的とする小・中学生及び高校生向けの教材を開発し、教育関係者を中心に広く一般に提供してき

た。平成20年度からはWebサイト「放送分野におけるメディアリテラシー」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html) を開設し、開発した教材の掲載や、教材を活用した授業実践パッケージ（授業レポート、授業指導案、ワークシート等）の作成・公開を行っている。一方、インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそう ICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を開発・公開し、その普及を図っている。また、「インターネットトラブル事例集」を21年度から作成し、インターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座等において活用している（教育の情報化推進ページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/index.html）。

さらに、総務省と文部科学省は、通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座（e-ネット安心講座）を全国規模で行うe-ネットキャラバンの活動を、平成18年度から全国において実施している。

なお、平成21年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）において、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとされていることから、引き続き、情報モラルに関する教育の一層の推進に取り組んでいく。

ウ 有害情報対策の推進

内閣府では、青少年インターネット環境整備法において青少年のインターネットの適切な利用に関する事項について広報啓発活動を

行うよう定められていることから、青少年の適切なインターネット利用に係る広報資料の配付やフォーラムの開催等の広報啓発活動を実施している。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）（平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定）において保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動を行うよう定められていることから、保護者向け広報資料の作成及び公開等の普及啓発支援を実施している（インターネット利用環境整備Webサイト：<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>）。

文部科学省では、スマートフォン等を始めとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、インターネット上でのいじめや、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムや、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

(3) うつ病についての普及啓発の推進

厚生労働省では、精神保健福祉普及運動として、毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。また、「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」を関係機関に提供するなど、うつ病を始めとする精神疾患に関する普及啓発の推進を行っている。

また、こころの不調・病気に関する説明や、各種支援サービスの紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすくまとめた「みんな

のメンタルヘルス総合サイト」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>)、10代・20代とそれを取り巻く人々(家族・教育職)を対象に、本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう～10代20代のメンタルサポートサイト～」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html>)の2つのWebサイトを設置し、普及啓発に取り組んでいる。

地方公共団体においては、心の健康に関するホームページを作成し、各種精神疾患に関する基礎的情報やうつ病等の対処方法、地域内の医療機関の情報掲載、及び行政サービスや相談窓口の紹介を行い、また、同様の内容のパンフレットを配布する等により、地域の実情に応じた普及・啓発を行っている。

(4) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

内閣府では、正しい知識の普及啓発を図るため、平成27年度の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を行うとともに、インターネットポータルサイトのPR企画を活用したインターネット広告を実

施した。

厚生労働省では、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業の中で、性別や同性愛に関わる相談の専用回線を設置し、様々な相談への対応を行っている。

また、精神医療従事者に対する研修の中で、性同一性障害に関する講習を行っている。さらに、障害保健福祉担当者の全国会議において、地方公共団体に対して性同一性障害の相談窓口の設置や普及啓発をお願いしている。

法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発冊子の配布をするほか、性的指向及び性同一性障害をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」やスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施している。